

障害年金の初診日の確認について（案）

【概要】

- 初診日を合理的に推定できるような参考資料が提出された場合に、できるだけ本人の申立てによる初診日が認められるよう、国民年金法施行規則第31条、厚生年金保険法施行規則第44条の改正後の規定に基づき、障害年金の初診日の確認に関する取扱い案を以下のとおりとする。

I 初診日証明に関する新たな取扱い案

1. 20歳以降に初診日がある場合の第三者証明の取扱い

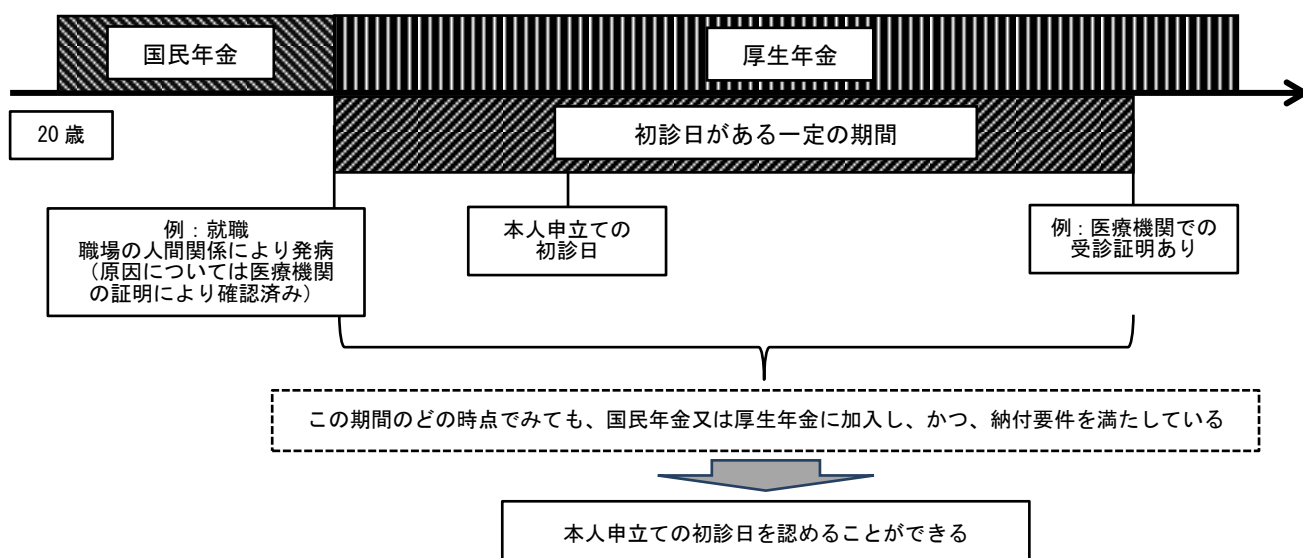
- これまで、20歳前に初診日がある障害年金の請求に当たっては、医師による証明（医証）が取れない場合であっても、遅くとも20歳前に受診していたことが確認できればよいため、請求者の受診状況についての第三者証明により、初診日を認めることができる取扱いとしている。
- 一方、20歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たっては、初診日を具体的に特定する必要があることから、第三者証明により初診日を認めることができる取扱いとはしていない。
- 今後、20歳以降に初診日がある障害年金の請求に当たっても、初診日を具体的に特定するような内容である場合には、第三者証明を初診日を合理的に推定するための参考資料とし、本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、初診日を認めることができる取扱いとする。

	現行	見直し案
20歳前に初診日がある障害	第三者証明による初診日を認める	(変更なし)
20歳以降に初診日がある障害	第三者証明による初診日を認めない	第三者証明による初診日を認める ※第三者証明単独では初診日を認めない

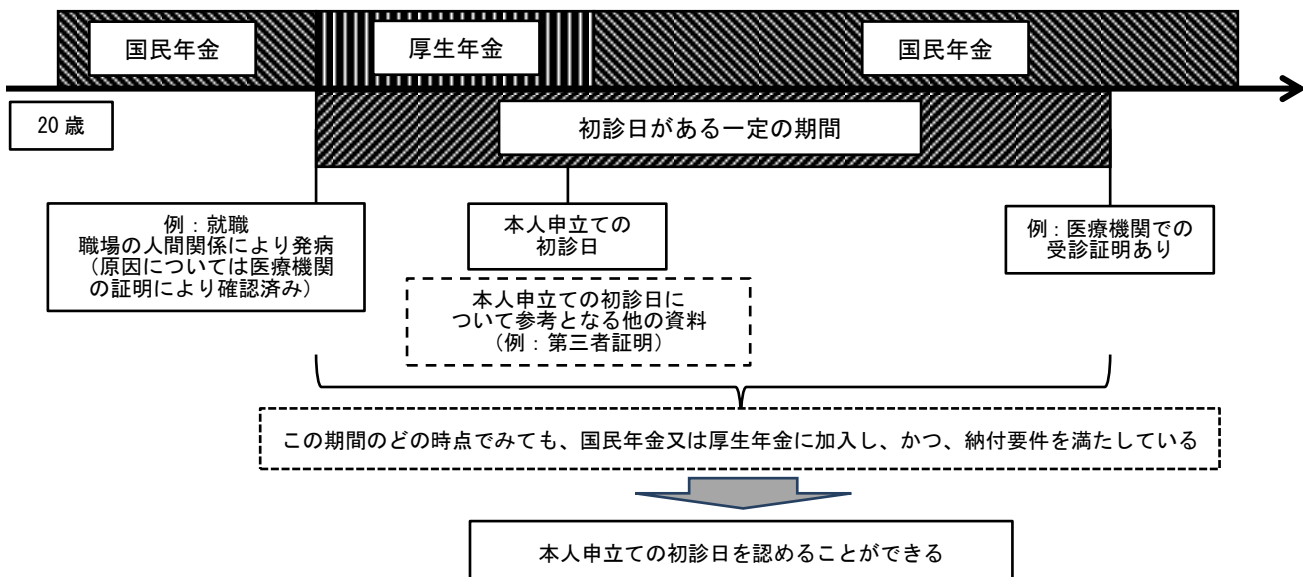
2. 一定期間継続して年金に加入し、納付要件も継続的に満たしている場合の初診日証明の取扱い

- 初診日が特定できない場合であっても、参考資料により初診日が一定の期間内にあると確認できた場合に、当該期間のどの時点でみても、国民年金又は厚生年金に加入し、かつ、納付要件を満たしている場合は、以下の条件の下で、当該期間中で本人が申し立てた初診日を認めることができる取扱いとする。

(1) 初診日が一定の期間内であり、当該期間中は同一制度内に加入している場合については、本人が申し立てた初診日を認めることができる取扱いとする。



(2) 初診日が一定の期間内であり、当該期間において国民年金の加入期間や厚生年金の加入期間、20歳前の期間が混在している場合については、加入制度が混在しており初診日を具体的に特定する必要があることから、本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、本人の申し立てた初診日を認めることができる取扱いとする。



3. 本人の申立てに基づき医療機関が過去に作成した資料の取扱い

- 請求の5年以上前から、障害年金を申請することを念頭に本人が医療機関に初診日の申立てを行うことは通常想定されないことから、5年以上前に医療機関が作成した資料に本人申立ての初診日が記載されている場合には、初診日を認めることができる取扱いとする。

また、医療機関による資料の作成が、請求の5年以上前ではないが相当程度前である場合については、本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、初診日を認めることができる取扱いとする。

4. 診察券等の取扱い

- 現在すでに、請求傷病での受診である可能性が高いと判断できる診療科（精神科など）の場合は、初診日及び受診した診療科が分かる診察券や入院記録等で初診日を認めることができる取扱いとしている。

今後、診察券や入院記録等で初診日及び受診した診療科が確認できた場合には、請求傷病での受診かどうかが不明の場合にも、本人申立ての初診日について参考となる他の資料があわせて提出された場合には、初診日を認めることができる取扱いとする。

5. 健診日の取扱い

- 健康診断を受けた日（健診日）を初診日とするかどうかについては、事案ごとの状況で個別に判断している。

健診日は、治療目的で医療機関を受診した日でないことから、原則として初診日としないことが適当である。

ただし、初めて治療目的で医療機関を受診した日を医証で証明することができない場合や、医学的見地からただちに治療が必要と認められる健診結果である場合については、本人から健診日を初診日とするよう申立てがあれば、健診日を初診日とし、健診日を証明する資料を求めることとする。

6. 初診日の日付の取扱い

- 初診日が年月までは分かるが日付が特定されない場合については、初診日の日付をその月のいずれの日とするのかを、事案ごとの状況で個別に判断している。
初診日を月末とする方が納付要件を満たす場合が多くなることや、遺族年金における死亡日の取扱いとも同様となることから、初診日が年月までは分かるが日付が特定されない場合には、月末を初診日とすることとする。
ただし、当該期間の全てで納付要件等を満たしている場合は、上記2. の考え方により、本人の申立て日を初診日とする。

7. その他

- 上記に限らず、初診日の確認に当たっては、初診時の医証がない場合であっても、2番目以降の受診医療機関の医証などの提出された様々な資料や、傷病の性質に関する医学的判断等を総合的に勘案して、本人申立てによる初診日が正しいと合理的に判断できる場合は、本人申立ての初診日を認めることができる取扱いとする。
- 医学的判断や他の資料との整合性等から資料の内容に疑義が生じるような場合には、資料が形式的に整っている場合であっても、本人申立ての初診日を認めないこととする。

II 実施時期

平成27年10月1日（予定）